

① 新型コロナウイルス感染症に関する国際武道大学の今後の対応について

(2020/6/18 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年6月18日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

これまでの大学運営 国際武道大学では、政府による緊急事態宣言発出前から、学友会活動を休止し、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底してまいりました。ただし、学生の個人練習については、大学建物内を除く大学敷地内での練習は許可してきました。また、6月1日からは大学建物内でも人数を制限しつつ、各連盟等が提示している基準よりも厳しい基準で、感染予防策を徹底しながらの個人練習を認めて、3週間が経過しました。それぞれの武道・スポーツは、稽古・練習方法、競技態様、環境が異なることを認識し、それらにあわせた基準を策定し対応してきました。今後もこの姿勢は変わりません。今後の大学運営指針 6月19日（金）には休業要請が解除され、県境を越えた移動も自由になる見込みです。変化する状況にあって、適宜判断し実行すべく、6月22日（月）以降の大学運営方針を以下のように示します。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最大限コントロールしながら、次に示すような段階的な方法で、大学運営を通常の状態に戻していくこととします。

なお、感染症の状況によっては、この計画を変更することがあることをご承知おき下さい。また、6月19日（金）から県境を越える移動制限が解除される見込みですが、前期日程の段階では、帰省し自宅等にいる学生に対して、勝浦に戻ることを義務付けることは一切ありません。

1. 大学の施設利用について

学生に対して一部制限していた大学施設利用について、6月22日（月）から段階的な利用人数制限を設定しながら、全面解除を目指します。また、学外者の大学キャンパスへの入構制限も解除します。

2. 授業について

- ① 前期中はオンライン授業を継続して実施します。
- ② なお、実技・実習を伴う一部の授業に関して、7月6日からの対面授業の実施可能性を調査・検討します。対面授業について 対面授業への参加は任意です。帰省中や諸般の事情で、対面授業へ参加できないことによる、成績評価への影響は一切ありませんのでご安心ください。

3. 学友会活動について

- ① 6月22日（月）以降、施設利用の際の利用人数の上限を目安にして、学友会活動の再開を認めます。ただし、それぞれの稽古・練習方法、競技態様、環境が異なります。各連盟・大学が提示する感染拡大防止策基準を超える厳しい基準で三密を避け、学友会活動を再開してください。また、行動記録、健康管理チェックを徹底してください。
- ② 競技特性に応じて、それぞれの競技連盟等が提示している感染防止策を参考に練習メニューを編成してください。
- ③ 帰省して自宅にいる学生のみなさんは、練習再開にあわせて無理に大学に戻る必要はありません。自宅にいて練習に参加できない学生に対しては、希望に応じて自宅で行う練習メニュー等を提示するなど配慮いたします。
- ④ 全制限解除を目指す8月3日（月）以降も、前述したように、競技特性を考慮した上で、感染防止策として密集、密接、密閉とならないように十分に注意してください。

4. 日常生活について 日常生活での行動に関しては、専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考にして、引き続き感染防止に努めてください。

「新しい生活様式の実践例」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

5. 行動記録、健康管理チェック

行動記録、健康管理チェックは、継続して実施してください。感染が生じても拡大させない対応が可能になります。感染は誰にでも起こりえます。感染者を不当な扱いから守るために大学は全力で対応します。体調が優れず、感染が疑われる場合は大学にも連絡してください。

以上

② 「緊急事態宣言」の解除に伴う本学の対応について

(2020/6/3 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年6月3日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

わが国に発出されていた緊急事態宣言はすべて解除されました。しかし、これは感染可能性が無くなったことを意味するのではなく、今後も感染可能性はあるが、それをコントロールしながら徐々に生活を取り戻していくという選択です。これらのことから、国際武道大学は、次のとおり対応することを決定しました。

- ① 8月7日（金）までの前期授業については、オンライン授業を継続します。
（7月23日・24日の祝日も授業を行います）
- ② 学友会活動の休止は6月に入っても継続します。個人練習はこれまで通り可能です。（大学建物内は立入禁止） なお、今後の感染状況、社会的受容状況に応じて、厳格な管理基準の下での個人練習の場を、体育館など大学建物の利用についても許可することを検討します。
- ③ 日常生活での行動自粛に関しては、専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考にし、引き続き感染防止に努めてください。
「新しい生活様式の実践例」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ④ 健康管理チェック・行動記録は継続して実施してください。感染が生じても拡大させない対応が可能になります。感染は誰にでも起こりえます。感染者を不当な扱いから守るために大学は全力で対応します。体調が優れず、感染が疑われる場合は、大学にも連絡してください。
- ⑤ 学外者の方が大学構内へ立ち入る場合は、その都度許可をお取りください。

今後も皆さんの学びを支援するため、見直しを図ってまいります。引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【窓口業務時間について】

5月26日（火）から当面の間はシフト制を採用し、窓口業務を 8時45分～19時00分 に延長します。

以上

③ 緊急事態宣言」の期間延長に伴う本学の対応について

(2020/5/4 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年5月4日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

国際武道大学は、本日（5月4日）の「緊急事態宣言」期間延長の発表を受け、これまでの取り組みを継続します。千葉県は他の12都道府県とともに、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要のある「特定警戒都道府県」に指定されています。

これからも、3つの密が重なる場を避けるなど、「人に感染させない、自分が感染しないための行動」を、自分や家族そして大切な人を守るために徹底してください。

「今、自分にできることは何か、すべきことは何か」学生・教職員一丸となってこれらの課題に向き合い、一人ひとりが地域社会を構成する一員としての役割を果たしてください。

みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 学内への学外者の立ち入りを禁止します。
- ② 原則として学生の大学建物への立ち入りを禁止します。
- ③ オンライン授業を継続します。
- ④ 学友会活動の休止を継続します。
- ⑤ 不要不急の外出は控えてください。自宅、アパート等に留まってください。
- ⑥ 昼夜を問わず「三つの密」に該当するところへ行くことはやめてください。
- ⑦ 買い物やジョギング等も、一人で行動してください。（友人アパート等への訪問も禁じます）
- ⑧ 千葉県は「特定警戒都道府県」の対象地域となっています。今は「帰省」を控えてください。また、帰省先から勝浦への移動も控えてください。

【業務時間の短縮について】

引き続き、2020年5月29日(金)まで、平日の業務時間を午前10時から午後3時までに短縮いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

④ 新型コロナウイルス対応について（緊急事態宣言を受けて）

（2020/4/8 学生・教職員ポータルサイトへ掲載）

2020年4月8日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

千葉県知事の緊急事態宣言に関する会見では、運動は必要であり自粛の対象外とされましたが、重要なことは、人との接触を制限して感染拡大を防ぐことにあります。

今後も、下記のことを厳守してください。

- ・これまで通り、学友会活動（クラブ活動）は休止です。
- ・大学建物への立ち入りを禁止します。
- ・自宅、アパート等に留まってください。
- ・昼夜を問わず「三つの密」に該当するところへ行くことはやめてください。
- ・買い物やジョギング等も、一人で行動してください（友人アパート等への訪問も禁じます）。
- ・千葉県は緊急事態宣言の対象地域となっています。今は帰省を控えてください。

なお、今後については必要に応じて適宜判断し連絡します。

以上

⑤ 前期授業のオンライン化について (2020/4/3 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年4月3日

学生の皆さんへ

国際武道大学学長 高見令英

新型コロナウイルス感染予防のため、前期のオリエンテーションと授業は、当分の間、YouTube や Zoom を使ったオンライン（インターネット）授業となります。みなさんに直接会って授業できないのは残念ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、各自の自宅（宿舎）で受講できるように、以下の準備をしてください。

1. 十分な Wi-Fi 環境が無い方はスマホのデータ通信量の確保（※なお、携帯大手 3 社が 25 歳以下の学生を対象にデータ容量の追加料金を一部無償化する方針という報道もありますので調べてみてください）
2. パソコンまたはタブレットの準備（スマホでも受講可能ですが、パソコンやタブレットと併用したほうが受講しやすいと思います）
3. マイク付きイヤホン、もしくは同様の機能があるものの準備（スマホ購入時に付いてくるようなもので十分です）

詳しい受講方法の案内は、現在準備中です。しばらくお待ち下さい。

また、千葉県知事からも要請されているとおり下記を徹底願います。

- ① 今週末 4/4（土）・5（日）は県内不要不急の外出を控える。
- ② 来週末 4/11（土）・12（日）も外出自粛を。
- ③ 平日夜間の不要不急の外出も自粛を。
- ④ 昼夜問わず「三つの密」のいずれかに該当する場へ行くことの自粛を。
- ⑤ 帰国者の皆様は「14 日間の自宅待機等」必ず行うこと。

慎重な行動を取っていただくことを強く願います。

以 上

2020年3月30日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
国際武道大学 学友会会長 高見令英

学友会活動の休止について

新型コロナウイルスの感染拡大は、都内はもとより千葉県内においても感染者数の急増等、予断を許さない状況であり、政府からも集団感染の警戒要請がなされているところです。

皆さんの健康・安全と感染拡大防止のために、次のとおり学友会活動を休止します。

ご理解・ご協力をお願いします。

- 活動休止期間： 3月30日（月）～当面の間
（再開時期等については、今後の状況により判断します。）

以 上

2020年3月30日

学生の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

新型コロナウイルス電話相談

いすみ保健所 0470-73-0145 平日9時～17時
電話相談窓口 0570-200-613 24時間366日

新型コロナウイルスから自分と仲間を守るために、下記の症状がある学生は必ず電話で相談してください。

- ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている学生
- ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続いている基礎疾患等ある学生
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある学生

以上

2020年3月30日

学生の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

学友会活動が休止されましたが、先週末に出した行動制限も継続します。
基礎疾患のない若者が重篤化する例も海外から報告されています。
自分と仲間の命を守るための行動制限を継続してください。

既に自分にも感染の可能性があることを意識し、

- ① 自宅・アパート等に留まり、必要のない外出をしないでください。
- ② 人混みには行かないでください。
- ③ 買い物等、日常生活において2人以上の集団を作って行動することを禁じます。
(友人アパート等への訪問も禁じます)

以 上

2020年3月27日

学生の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの事態を、回避しなければなりません。

既に自分にも感染の可能性があることを意識し、国際武道大学生として拡大防止に協力するために、今週末〔3月28日（土）・29日（日）〕は、以下の点を厳守してください。

- ①自宅・アパート等に留まり、不要不急の外出を禁じます。
- ②人混みには行かないこと。
- ③買い物や散歩等、日常生活において2人以上の集団を作って行動することを禁じます（友人アパート等への訪問も禁じます）。

以 上

⑩ 国際武道大学の新型コロナウイルスへの対応方針

(2020/3/25 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年3月25日

学生・教職員の皆さんへ

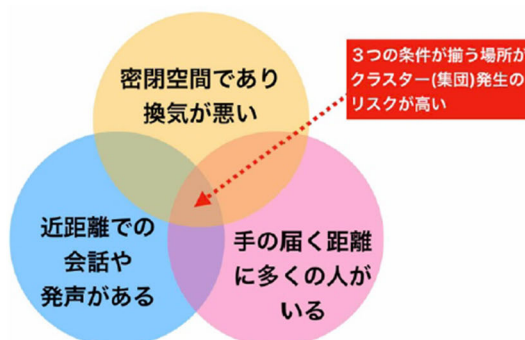
新型コロナウイルスへの対応方針

国際武道大学学長 高見令英
危機管理対策本部

厚生労働省 専門家会議の提言(3月19日)に基づきまとめました。今後、オーバーシュートが日本でも起こり得ると専門家は指摘しています。以下の行動をとってください。

*右図の「3つの重なり」を徹底して避けてください。

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・近距離での会話や大声での発声を控える



1. 教室・職場等の換気を30分に1回(窓及び反対側の扉を10分以上)は実施してください。
2. 咳・くしゃみが出る場合は必ずマスクをしてください。
3. 教室・食堂等では可能な限り1席おきに座るようにしてください。
4. 感染予防のために、手を洗わずに、眼、鼻、口等に触れないように徹底してください。
5. 休憩時等には必ず手洗い・うがいを徹底してください。

感染拡大防止と自己管理

1. 学生・教職員は毎日の行動記録をつけてください。
2. 学生・教職員は毎日、体温・体調(風邪症状)のチェックをしてください。
行動記録、体温・体調(風邪症状)のチェックができていないクラブの活動は禁止します。
3. 37.5度以上の発熱など感染が疑われるときは登校・出勤をしないでください。
授業欠席・欠勤する場合、公欠・特休になります。申請に診断書はいりません。
4. 校外授業・試合・出張等の可否は、個別に判断します。

感染者が出た場合

1. 感染者の本学内での活動範囲を確認し、大学閉鎖を判断します。
2. 大学閉鎖時は、その趣旨を理解して行動を律してください。
3. 大学閉鎖時の、教職員の勤務は個別に指示します。

今後、政府から新たな基準の提示、緊急事態宣言があった場合には、適宜方針を変更します。
また現在、オンラインシステムを使用して授業を継続できるように整備しています。
行動記録の書式はポータルで配信します。スマホの自動記録機能などを使う方法もあります。
メールなどを通じた大学からの情報を必ず確認してください。

以上